

# 学校徴収金・授業料・各支援制度

## (1) 学校徴収金について

### (ア) 各学年の年間納付額（令和5年度）

| 項目/年次 | 1年次                          | 2年次     | 3年次     |
|-------|------------------------------|---------|---------|
| 学年積立金 | 83,000円<br>(内、入学一時金 23,000円) | 60,000円 | 4,000円  |
| 生徒会費  | 5,000円                       | 5,000円  | 5,000円  |
| PTA会費 | 4,000円                       | 4,000円  | 4,000円  |
| 合計    | 92,000円                      | 69,000円 | 13,000円 |

※ 金額は変更になる場合がございます。

### (イ) 納入回数

原則として年額を前期・後期の2回に分けて、5月末(1年生のみ6月末)・10月末に納入していただきます。なお、一年生の入学一時金については入学前に納入が必要です。

### (ウ) 納入方法

ゆうちょ銀行の「自動払込みサービス」で納入していただきます。

## (2) 授業料について

### (ア) 納入金額・納入回数

年額：118,800円（前期：29,700円・後期：89,100円）

原則として年額を前期・後期の2回に分けて、4月末(1年生のみ6月末)・9月末に納入していただきます。

なお、就学支援金の受給認定を受けた場合は、授業料の負担が無くなります。

### (イ) 納入方法

- ・ 口座振替（原則）  
予め指定の金融機関に口座を開設して頂き、納入日に引き落とす方法です。
- ・ 授業料納入通知書による納入  
口座振替を希望しない方について、金融機関窓口で、直接払い込んでいただく方法です。納入通知書が送付されますので、金融機関に持参して納入していただきます。

## (3) 支援制度について

### (ア) 就学支援金制度について

就学支援金の申請を行、認定されると授業料相当額が「就学支援金」として学校に支払われるため、家庭の授業料負担が無くなる制度です。「就学支援金」を受給するためには提出期限内の申請が必要です。申請しなかった場合や、所得制限により不認定となった場合には、授業料をお支払いいただきます。対象世帯や申請方法等については、別途お知らせを配布します。

### (イ) 給付型奨学金制度について

生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者の代わりに支払う制度です。「給付型奨学金」を受給するには提出期限内の申請が必要です。対象世帯や申請方法等については、別途お知らせを配布します。

### (ウ) 奨学のための給付金制度について

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者等の口座に振り込まれる制度です。対象世帯や申請方法等については、別途お知らせを配布します。

### (エ) 多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

所得制限により就学支援金の対象とならない世帯で、収入に関わらず、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して授業料を1/2に減額する制度です。対象世帯や申請方法等については、別途お知らせを配布します。